

# 介護保険制度・介護保険料に 関するQ&A

菊陽町介護保険課

令和7年8月

## 介護保険制度・介護保険料に関するQ&A

### 【介護保険制度について】

Q1	介護保険は64歳までと65歳からでは何が変わりますか？	2ページ
Q2	介護保険料は何に使われるのですか？	2ページ
Q3	介護保険をやめたい・介護保険料を納めたくない。/介護保険を利用していない(利用するつもりがない)が介護保険に入らなくてはいけないのですか？	2ページ
Q4	介護保険料を納めないとどうなりますか？	2ページ

### 【納付方法・保険料額について】

Q5	65歳未満の介護保険料はどのようになっていますか？	3ページ
Q6	65歳以上の介護保険料の納め方は？	3ページ
Q7	65歳になって介護保険料の納付書が届きました。健康保険からも介護保険料を支払っていますが、両方支払うのですか？	3ページ
Q8	私は65歳になりますが、引き続き会社の健康保険に加入します。配偶者(60歳)も扶養家族としますが、介護保険料はどのようになりますか。	3ページ
Q9	口座振替の依頼書を金融機関に提出したのに、納付書が送られてきました。介護保険料は口座から引き落とされるので納付書では支払わなくて良いのですか？	3ページ
Q10	65歳になったら納付書が届きました。年金から天引きにならないのですか？	4ページ
Q11	介護保険料が年金から天引きされていないのですが。	4ページ
Q12	年金から天引きされているのに納付書が届いたのですが。	4ページ
Q13	菊陽町に転入しましたが、すでに介護保険料が年金から天引きされているのに納付書が届きました。二重払いではないですか？	4ページ
Q14	他の市町村から転入した場合、介護保険料はどのように計算されますか？	4ページ
Q15	年金からの天引き(特別徴収)をやめたい・納付書での納付(普通徴収)に変更したいのですが。	4ページ
Q16	同じくらいの年金額の人と介護保険料が違うのはなぜですか？	4ページ
Q17	介護保険料は何歳まで支払う必要がありますか？	5ページ
Q18	4月に納付書が2枚届きましたが、2重に支払わないといけないのでしょうか？	5ページ
Q19	6月(8月)の保険料がとて高くなっていますが、どうしてですか？	5ページ
Q20	6月に「納入通知書兼特別徴収決定通知書」というものが届きました。介護保険料は年金から引かれていますが、また支払わなければいけないのですか？	5ページ
Q21	特別徴収(年金天引き)の場合は年に1回、6月に納入通知書が届きますが、4月に徴収される保険料額はどのようになりますか？	5ページ
Q22	納付した介護保険料は、確定申告や職場の年末調整の時の社会保険料控除の対象となりますか？	5ページ

### 【納付の相談について】

Q23	保険料を納めることが難しいのですが。	5ページ
-----	--------------------	------

## 介護保険料 Q&A

お問い合わせの多い内容について、Q&A形式で記載しています。

### 【介護保険制度について】

Q1	介護保険は64歳までと65歳からでは何が変わりますか？
A	40～64歳の方は、介護保険第2号被保険者になります。介護保険の対象となる病気(特定疾病)により、介護が必要であると町から認定された方が介護サービスを利用できます。介護保険料は、加入している医療保険の保険料に含まれています。 65歳以上の方は、介護保険第1号被保険者になります。介護が必要であると町から認定された方が、介護サービスを利用できます。介護保険料の金額は、基準額をもとに、課税状況や所得に応じて決められ、医療保険の保険料とは別に納めます。
Q2	介護保険料は何に使われるのですか？
A	納められた介護保険料は、介護サービスを利用している方のサービス費など、介護保険運営のために使われています。介護保険制度は、被保険者の介護保険料とともに、国・県・町が負担する公費を財源として運営されています。 負担の内訳は、公費(国・県・町の負担分):50%、40～64歳の介護保険料:27%、65歳以上の介護保険料:23%となります。
Q3	介護保険をやめたい・介護保険料を納めたくない。/介護保険を利用していない(利用するつもりがない)が介護保険に入らなくてはいけないのですか？
A	介護保険制度は、介護の負担を社会で支えるという理念のもとに介護保険法で定められたもので、脱退することはできません。保険料は制度を運用するための大切な財源となります。サービスを利用する、しないにかかわらず、40歳～64歳の医療保険加入者、65歳以上の方全員が被保険者となります。
Q4	介護保険料を納めないとどうなりますか？
A	特別な理由がなく介護保険料を滞納すると、保険給付が制限され、サービスを利用するときに多額の負担が必要となる場合があります。  (1)1年以上の滞納 利用したサービス費用の全額(10割分)をいったんご自分で負担していただくこととなります。町へ申請すると、保険給付相当分が後日支払われます。  (2)1年6ヶ月以上の滞納 利用したサービス費用の全額(10割分)をいったんご自分で負担していただくこととなります。町へ申請すると、保険給付相当分から滞納している保険料を差し引かれて後日支払われることがあります。  (3)2年以上の滞納 未納期間に応じて割り出された期間、自己負担の割合が引き上げられます(負担割合が1割までは2割の方は3割、負担割合が3割の方は4割となります)。また、高額介護サービス費等(利用者負担が一定額を超えたときに支給)が受けられなくなる場合があります。

【納付方法・保険料額について】

Q5	65歳未満の介護保険料はどのようになっていますか？
A	40歳以上65歳未満の方は、医療保険分の保険料と介護保険分の保険料を合わせて納めます。保険料額は、加入している医療保険者(国民健康保険、健康保険組合など)が所得などに応じて決定します。詳細は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

Q6	65歳以上の介護保険料の納め方は？
A	<p>以下3つの方法になります。</p> <p>(1)年金支給の際に、介護保険料が年金から差し引かれる(特別徴収) 65歳以上の方は、原則的に特別徴収での納付になります。</p> <p>(2)納付書で納める(普通徴収) 年金の年額が18万円未満の方、年度の途中で65歳になった方、転入した方など特別徴収ではない方で、口座振替の登録のない方。</p> <p>(3)口座振替で納める(普通徴収) 年金の年額が18万円未満の方、年度の途中で65歳になった方、転入した方など特別徴収ではない方で、口座振替の登録が済んでいる方。 (2)の納付書で納めている方は、口座振替依頼書を提出することにより口座振替での納付に切り替えることができます。</p>

Q7	65歳になって介護保険料の納付書が届きました。健康保険からも介護保険料を支払っていますが、両方支払うのですか？
A	65歳になった月分からは、医療保険での介護保険料の負担はなくなります。今後は届いた納付書等で医療保険とは別に介護保険料をお支払いください。医療保険に含まれる介護保険料については、加入している医療保険者にお尋ねください。 また、国民健康保険に加入している場合は、65歳になることを見越して、あらかじめ介護保険料分を差し引いた金額で計算されています。

Q8	私は65歳になりますが、引き続き会社の健康保険に加入します。配偶者(60歳)も扶養家族としますが、介護保険料はどのようになりますか。
A	本人は65歳到達月から町へ納付することになります。配偶者は65歳未満のため、町への納付は必要ありません(組合規約で夫負担が生じる場合がありますのでご加入の組合にお問い合わせください)。

Q9	口座振替の依頼書を金融機関に提出したのに、納付書が送られてきました。介護保険料は口座から引き落とされるので納付書では支払わなくて良いですか？
A	口座振替の手続きが完了するまでの期間(おおむね一か月程度)は納付書での支払いが必要になります。口座振替の手続きの完了については、偶数月の10日頃に発送される納付書を受領しなかったことをもって、確認をお願いします。

Q10	65歳になったら納付書が届きました。年金から天引きにならないのですか？
A	年度途中で65歳になられた、または転入してこられた方は、すぐには年金天引きにはならず、しばらくの間は納付書か口座振替でお支払いいただくこととなります。また、年金を受給していても年額18万円未満の場合は、年金から天引きになりません。

Q11	介護保険料が年金から天引きされていないのですが。
A	介護保険料は、特別徴収(年金からの天引き)が原則ですが、次のような場合には普通徴収(納付書または口座振替による納付)となります。 (1)年金の年額が18万円未満の場合 (2)年度の途中で65歳になった場合 (3)他の市区町村から転入した場合 (4)年度途中で、修正申告や世帯状況の変更で所得段階の区分が変更となった場合 (5)年金の再裁定など年金の種類や金額が変更された場合(特別徴収が継続される場合もあります。) (6)年金の支払いが停止(一部停止)になった場合 (8)年金の繰り下げ受給手続きをした等、年金を受給していない場合

Q12	年金から天引きされているのに納付書が届いたのですが。
A	年度の途中で課税状況の変更等(修正申告や世帯状況の変更)により、介護保険料の段階が変わり年間保険料が変更になった場合、年金から天引きと納付書との両方で納めていただくことがあります(併用徴収)。 また、これまで年金天引き(特別徴収)で納付していても、納付書や口座振替での納付(普通徴収)に切り替わることがあります。

Q13	菊陽町に転入しましたが、すでに介護保険料が年金から天引きされているのに納付書が届きました。二重払いではないですか？
A	年金から天引きされている介護保険料は前の住所地の介護保険料となります。還付時期に関することは前住所地にお問い合わせください。 転入月からは菊陽町に介護保険料を納めていただきますが、すぐに年金からの天引きを開始できません。年金からの天引きが開始されるまで、口座振替または納付書での納付をお願いします。

Q14	他の市町村から転入した場合、介護保険料はどのように計算されますか？
A	転入されてきた方については、菊陽町に税情報がないため、介護保険料の計算が間に合わない場合は一旦、第1段階の介護保険料で賦課することになります。その後、転入前の市町村から税情報を得て、その税情報をもとに介護保険料の計算を行い、本来の介護保険料を賦課することになります。

Q15	年金からの天引き(特別徴収)をやめたい・納付書での納付(普通徴収)に変更したいのですが。
A	介護保険料は原則として年金天引きとなっており、年金の受給額によって納め方が介護保険法で定められていますので、個人の希望による支払方法の変更はできません。 また、年金天引きの対象者の方が口座振替依頼書を提出されても、口座振替は適用できず、引き続き年金天引きとなります。

Q16	同じくらいの年金額の人と介護保険料が違うのはなぜですか？
A	世帯の住民税課税状況の違いによる差である場合があります。介護保険料は本人の収入状況の他に、世帯の住民税課税状況も影響します。本人の年金額や収入状況が同じであっても、世帯に住民税課税者がいるかいないかで、介護保険料が異なります。

Q17	介護保険料は何歳まで支払う必要がありますか？
A	介護保険料を支払う対象年齢に上限はありません。終身負担していただきます。 また、要介護状態になっても支払う必要があります。

Q18	4月に納付書が2枚届きましたが、2重に支払わないといけないのでしょうか？
A	3月2日～4月1日の間に65歳到達または転入をされた方は過年度分(3月分)と第1期分(4・5月分)を合わせてお支払いいただくこととなりますので、それぞれの納付書を送付しております。  例) 4月1日に65歳の誕生日を迎えられた場合、介護保険料は65歳の誕生日の前日が属する月から支払い義務が生じることから、4月1日が誕生日の方については、3月分から介護保険料をお支払いいただくこととなります。 したがって、3月分の介護保険料を過年度分の納付書で、4・5月分の介護保険料を第1期分の納付書で支払っていただくこととなります。

Q19	6月(8月)の保険料がとても高くなっていますが、どうしてですか？
A	前年度より所得段階が変わった場合、納付書払い等の場合は6月、年金天引きの場合は8月の徴収分で調整するため、徴収額が高くなる場合があります。それ以降は、残りの額を期数で按分した徴収額となります。  (所得段階が上がる場合の例) ・昨年度中に何らかの収入があり、所得が前年より増えた。 ・昨年度は世帯全員が町民税非課税であったが、今年度に世帯の誰かが町民税課税になった。

Q20	6月に「納入通知書兼特別徴収決定通知書」というものが届きました。介護保険料は年金から引かれていますが、また支払わなければいけないのですか？
A	この通知は本年度の介護保険料額が決定したことをお知らせするものです。年金天引きの方は、別途お支払いいただく必要はありません。

Q21	特別徴収(年金天引き)の場合は年に1回、6月に納入通知書が届きますが、4月に徴収される保険料額はどのようになりますか？
A	4月の特別徴収額は、前年度の第6期(2月)に徴収された額と同額です。前年度の第6期と徴収額が変わらない場合は、4月の納入通知書は送られません。

Q22	納付した介護保険料は、確定申告や職場の年末調整の時の社会保険料控除の対象となりますか？
A	社会保険料控除の対象となります。申告の際、普通徴収の方は、領収書または町から発行する「納付確認書」が、特別徴収の方は、年金機構より送られる源泉徴収票が必要になる場合があります。

#### 【納付の相談について】

Q23	保険料を納めることが難しいのですが。
A	介護保険料を納めることが難しい場合は、介護保険課へご相談ください。分納などの納付相談も行っています。 なお、介護保険料を納めないでいると、サービスを利用する際に給付制限(Q4参照)を受ける場合があります。